

議案第94号

山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の制定について

山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例を次のように定める。

平成26年11月27日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。
- (2) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。

(基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等

を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

- 2 地域包括支援センターの設置者は、山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

（人員に関する基準）

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数とする。以下同じ。）がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると、山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会（山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第2条に基づき設置された機関をいう。以下同じ。）において認められた場合においては、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから

以上2,000人未満	2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

（適切、公正かつ中立な運営の確保）

第5条 地域包括支援センターは、山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。